

## （仮称）青森市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例案 骨子

### 1 趣旨

平成 25 年 6 月 7 日に、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第 3 次一括法）が成立し介護保険法が改正され、これまで厚生労働省令で定められていた指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等について、地域の実情に応じて市の条例で定めることとされました。

市は、当該基準について、厚生労働省令で定められた従うべき基準又は参酌すべき基準を勘案し、条例で定める必要があることから、その基準を定めるものです。

### 2 条例制定に関する市の考え方

従うべき基準については、厚生労働省令どおりの基準とします。

参酌すべき基準については、厚生労働省令と異なる基準を設定するほどの地域的な特殊性が認められないことから、厚生労働省令どおりの基準とします。ただし、介護給付費に関する書類の保存期間について、地方自治法上の返還請求期限である 5 年間とします。

また、市の他条例との整合性を勘案し、暴力団員の排除の規定及び従業者だった者の秘密保持等に関する規定を独自に設定します。

### 3 指定介護予防支援について

「介護予防支援」とは、要支援の方（介護を要する状態の軽減に支援が必要な方）が、必要な保健医療サービス及び福祉サービスを適切に利用できるよう、その方の心身の状況、環境、希望等を考慮し、利用するサービスの内容等を定めた計画（介護予防サービス計画）を作成し、サービス事業者との連絡調整等を行うことをいいます。

「指定介護予防支援」とは、市長が指定する者が行う介護予防支援のことをいい、指定介護予防支援に要した費用は、介護予防サービス計画費として保険給付されます。

### 4 概要

項目		条例案の概要	条例への委任の方法
趣旨及び基本方針	趣旨	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める。	参酌すべき基準
	定義	条例で使用する用語の意義は、介護保険法において使用する用語の例による。	（新設）
	指定の基準	指定介護予防支援事業者は法人とする。	従うべき基準
	基本方針	指定介護予防支援の事業は、利用者が居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。	参酌すべき基準

		指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況等に 応じて、利用者の自立に向けて設定された目標を達成す るために、適切なサービスが多様な事業者から提供され るよう配慮して行われるものでなければならない。	参酌すべき基準
		指定介護予防支援事業者は、利用者の立場に立って、 利用者に提供されるサービスが偏することのないよう、 公正中立に行われなければならない。	参酌すべき基準
		指定介護予防支援事業者は、市、指定居宅介護支援事 業者（常時介護を要する方が、必要なサービスを適切に 利用できるよう、利用するサービスの内容等を定めた計 画（居宅サービス計画）を作成し、サービス事業者との 連絡調整を行う者のうち、市長が指定する者）等との連 携に努めなければならない。	参酌すべき基準
	暴力団員の 排除	指定介護予防支援事業者及び従業者は、暴力団員又は 暴力団員と社会的に非難される関係にある者であって はならない。	独自基準
人員に関する 基準	従業者の員 数	指定介護予防支援事業者は、1名以上の保健師等の担 当職員を置かなければならない。	従うべき基準
	管理者	指定介護予防支援事業者は、常勤専任の管理者を置か なければならない(事業所の他の職務に従事する場合等 は専任でなくてもよい)。	従うべき基準
運営に関する 基準	内容及び手 続の説明及 び同意	指定介護予防支援事業者は、利用申込者にサービスの 選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交 付して説明を行い同意を得なければならない。	従うべき基準
		指定介護予防支援事業者は、介護予防サービス計画が 条例の基本方針及び利用者の希望に基づき作成される こと等につき説明を行い理解を得なければならない。	従うべき基準
		指定介護予防支援事業者は、利用申込者の承諾がある 場合、文書の交付に代え、電磁的方法により重要事項を 提供することができる。	参酌すべき基準
	提供拒否の 禁止	指定介護予防支援事業者は、正当な理由なく指定介護 予防支援の提供を拒んではならない。	従うべき基準
	指定介護予 防支援提供 困難時の対 応	指定介護予防支援事業者は、利用申込者に対し指定介 護予防支援を提供することが困難な場合は、他事業者の 紹介その他の必要な措置を講じなければならない。	参酌すべき基準
	受給資格等 の確認	指定介護予防支援事業者は、利用申込者の被保険者証 によって、被保険者資格等を確認するものとする。	参酌すべき基準

要支援認定の申請に係る援助	指定介護予防支援事業者は、利用申込者の要支援認定の申請及び更新申請について、必要な援助を行わなければならない。	参酌すべき基準
身分を証する書類の携行	指定介護予防支援事業者は、担当職員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時等に利用者に提示すべき旨を指導しなければならない。	参酌すべき基準
利用料等の受領	指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供した際に利用者から支払を受ける利用料と、介護予防サービス計画費（指定介護予防支援に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める額）との間に差額が生じないようにしなければならない。	参酌すべき基準
保険給付の請求のための証明書の交付	指定介護予防支援事業者は、利用料の支払を受けた場合は、利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。	参酌すべき基準
指定介護予防支援の業務の委託	指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 1 青森市地域密着型サービス等運営審議会の議を経ること。 2 委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。 3 委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者とすること。 4 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、条例で定める基本方針、運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を遵守するよう措置させること。	参酌すべき基準
法定代理受領サービスに係る報告	指定介護予防支援事業者は、毎月、介護予防サービス計画上のサービスのうち法定代理受領サービス（利用者に代わり保険者市町村がサービス費用を提供事業者に支払う場合）に関する情報を記載した文書を保険者市町村に提出しなければならない。	参酌すべき基準

	指定介護予防支援事業者は、介護予防サービス計画上の基準該当介護予防サービス(市長の指定を受けていないが、一定の要件を満たす事業所により行われる介護予防訪問介護等の介護予防サービス)に係る費用の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を保険者市町村に提出しなければならない。	参酌すべき基準
利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付	指定介護予防支援事業者は、利用者が要介護認定を受けた場合等は、利用者に対し、直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。	参酌すべき基準
利用者に係る不正利得等に関する保険者市町村への通知	指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を受けている利用者が正当な理由なく介護給付対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により要支援状態の程度を増進させた又は要介護状態になったと認められるとき及び偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受けたとき等は、意見を付してその旨を保険者市町村に通知しなければならない。	参酌すべき基準
管理者の業務	指定介護予防支援事業者は、管理者に、従業者の管理、指定介護予防支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わせ、また、従業者に条例で定める運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令に関する業務を担当させる。	参酌すべき基準
運営規程	指定介護予防支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定め、従業者及び利用者に周知する。 1 事業の目的及び運営の方針 2 従業者の職種、員数及び職務の内容 3 営業日及び営業時間 4 指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額 5 通常の事業の実施地域 6 その他事業の運営に関する重要事項	参酌すべき基準
勤務体制の確保等	指定介護予防支援事業者は、事業所ごとに従業者の勤務体制を定めておかななければならない。	参酌すべき基準
	指定介護予防支援事業者は、事業所の担当職員に指定介護予防支援の業務(補助業務を除く。)を担当させなければならない。	参酌すべき基準

	指定介護予防支援事業者は、担当職員の資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならない。	参酌すべき基準
設備及び備品等	指定介護予防支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画並びに設備及び備品等を備えなければならない。	参酌すべき基準
従業者の健康管理	指定介護予防支援事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。	参酌すべき基準
掲示	指定介護予防支援事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	参酌すべき基準
秘密保持	従業者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。	従うべき基準
	従業者であった者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。	独自基準
	指定介護予防支援事業者は、従業者であった者が業務上知り得た秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。	従うべき基準
	指定介護予防支援事業者は、従業者が業務上知り得た秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。	独自基準
	指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス（市長が指定する者が行う介護予防訪問介護等の介護予防サービス）等の担当者を招集して行う会議）等において、個人情報を用いる場合は利用者又は家族の同意をあらかじめ文書により得ておかなければならない。	従うべき基準
広告	広告の内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。	参酌すべき基準
介護予防サービス事業者等からの利益収受の禁止等	指定介護予防支援事業者及び管理者は、担当職員に介護予防サービス計画に特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき指示等を行ってはならない。	参酌すべき基準
	担当職員は、利用者に特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用すべき指示等を行ってはならない。	参酌すべき基準

		指定介護予防支援事業者及び従業者は、利用者に対する指定介護予防サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該指定介護予防サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。	参酌すべき基準
苦情処理		指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援又は介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応し、内容等を記録しなければならない。	参酌すべき基準
		指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援に関し、市等が行う文書等の提出の求め等に応じ、及び利用者からの苦情に関して市等が行う調査に協力し、市等から指導等を受けた場合は、それを勘案して必要な改善を行うよう努めるとともに、市等から求めがあった場合には、その内容を報告しなければならない。	参酌すべき基準
		指定介護予防支援事業者は、利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指定介護予防支援に関して国民健康保険団体連合会から指導等を受けた場合は、それを勘案して必要な改善を行うよう努めるとともに、国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、その内容を報告しなければならない。	参酌すべき基準
事故発生時の対応		指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに保険者市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。	従うべき基準
		指定介護予防支援事業者は事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。	従うべき基準
		指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。	従うべき基準
会計の区分		指定介護予防支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。	参酌すべき基準
記録の整備		指定介護予防支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかななければならない。	参酌すべき基準
		指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 1 指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関	参酌すべき基準

		<p>する記録</p> <p>2 介護予防サービス計画、アセスメントの結果の記録、サービス担当者会議等の記録、モニタリングの結果の記録等を記載した利用者ごとの介護予防支援台帳</p>	
		<p>指定介護予防サービス事業者は、介護予防サービス計画費の請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p>	独自基準
介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	指定介護予防支援の基本取扱方針	<p>指定介護予防支援の事業は利用者の介護予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に配慮して行われなければならない。</p>	参酌すべき基準
		<p>指定介護予防支援事業者は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう介護予防サービス計画を策定しなければならない。</p>	参酌すべき基準
		<p>指定介護予防支援事業者は、自ら指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>	参酌すべき基準
	指定介護予防支援の具体的取扱方針	<p>指定介護予防支援の事業の方針は、次に掲げるところによるものとし、指定介護予防支援事業者は、従業員に必要な周知及び研修を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 担当職員に介護予防サービス計画の作成業務を担当させること。</li> <li>2 利用者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。</li> <li>3 利用者の心身の状況等に応じ、継続的かつ計画的にサービス等の利用が行われるようにすること。</li> <li>4 地域住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防サービス計画上に位置付けるよう努めること。</li> <li>5 地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者提供すること。</li> <li>6 利用者について、アセスメント（有する生活機能や環境等を把握した上で運動及び移動、家庭生活を含む日常生活といった領域ごとに利用者が現に抱える問題点を明らかにし、自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題の把握）を行うこと。</li> </ol>	参酌すべき基準

		<p>7 アセスメントに当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接し行い、面接の趣旨を十分に説明し、理解を得ること。</p> <p>8 利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、目標を達成するために行うべき支援内容及び期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成すること。</p> <p>9 サービス担当者会議の開催により、利用者に関する情報を担当者と共有するとともに、介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること（やむを得ない場合は担当者への照会等により意見を求めることができる）。</p> <p>10 介護予防サービス計画の原案について利用者又はその家族に説明し、文書により同意を得ること。</p> <p>11 介護予防サービス計画を利用者及び担当者に交付すること。</p> <p>12 指定介護予防サービス事業者等が作成する介護予防訪問介護計画等の作成を指導するとともに、サービスの提供状況等に関する報告を少なくとも1月に1回聴取すること。</p> <p>13 介護予防サービス計画の作成後、モニタリング（介護予防サービス計画の実施状況の把握）を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更等便宜の提供を行うこと。</p> <p>14 介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するときは、目標の達成状況について評価すること。</p> <p>15 モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月等に利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとともに、利用者の居宅を訪問しない月においては、指定介護予防通所介護事業所（介護予防を目的として利用者を通わせ、入浴、排せつ、食事等の介護等を行う事業所）等を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努め、少なくとも1月に1回モニタリングの結果を記録すること。</p> <p>16 利用者が要支援更新認定を受けた場合等は、サー</p>	
--	--	---	--

		<p>ビス担当者会議の開催により、介護予防サービス計画の変更の必要性について、担当者から専門的な見地からの意見を求めること（やむを得ない場合は担当者への照会等により意見を求めることができる）。</p> <p>17 介護予防サービス計画を変更する場合は3～12の規定を準用すること。</p> <p>18 利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となった場合等は、要介護認定の申請について支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うこと。</p> <p>19 介護保険施設等から退所する要支援者から依頼があった場合は、介護予防サービス計画の作成等の援助を行うこと。</p> <p>20 利用者が医療サービスの利用を希望する場合は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めること。</p> <p>21 介護予防サービス計画に医療サービスを位置付ける場合は、主治の医師等の指示がある場合に限ることとし、医療サービス以外のサービスを位置付ける場合は、主治の医師等からの留意事項を尊重すること。</p> <p>22 介護予防サービス計画に介護予防短期入所生活介護（利用者を特別養護老人ホーム等に短期間入所させ、入浴、排せつ、食事等の介護等を行うこと）又は介護予防短期入所療養介護（利用者を介護老人保健施設等に短期間入所させ、看護、介護等を行うこと）を位置付ける場合は、特に必要と認められる場合を除き、利用日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにすること。</p> <p>23 介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与（歩行補助つえ等、利用者の介護予防に資する用具の貸与）を位置付ける場合は、介護予防福祉用具貸与が必要な理由を、継続して介護予防福祉用具貸与を受ける必要がある場合はその理由を介護予防サービス計画に記載すること。</p> <p>24 介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売（和式便器の上に置いて腰掛式に変換する便座等、利用者の介護予防に資する入浴又は排せつに係</p>	
--	--	--	--

		<p>る用具の販売)を位置付ける場合は特定介護予防福祉用具販売が必要な理由を介護予防サービス計画に記載すること。</p> <p>25 被保険者証に認定審査会（被保険者について、心身の状況等の調査及び主治の医師の意見を基に、介護を要する状態であること及びその程度の審査判定を行う審査会）意見等の記載がある場合は、利用者にその趣旨を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防サービス計画を作成すること。</p> <p>26 利用者が要介護認定を受けた場合は、指定居宅介護支援事業者と連携を図ること。</p>	
	介護予防支援の提供に当たっての留意点	<p>介護予防の効果を最大限に発揮できるよう次に掲げる事項に留意しなければならない。</p> <p>1 利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指すこと。</p> <p>2 利用者の主体的な取組を支援し、常に生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援すること。</p> <p>3 具体的な日常生活における行為について、期間を定めて目標を設定し、利用者、サービス提供者等と共有すること。</p> <p>4 利用者が自ら行うことのできる行為は可能な限り本人が行うよう配慮すること。</p> <p>5 サービス担当者会議等を通じて、多くの種類の専門職の連携により、地域住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、介護予防に資する取組を積極的に活用すること。</p> <p>6 地域支援事業(市等が実施する被保険者が介護を要する状態になることを予防する事業や地域の被保険者の実情把握や総合的な情報提供を行う事業等)及び介護給付と連続性及び一貫性を持った支援を行うよう配慮すること。</p> <p>7 介護予防サービス計画の策定に当たっては、利用者の個別性を重視した効果的なものとする。</p> <p>8 機能の改善の後もその状態の維持への支援に努めること。</p>	参酌すべき基準
基準該当介護予防支援に関する基	準用	<p>指定介護予防支援に係る基本方針、人員に関する基準、運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等は、基準該当介護予防支援(市</p>	参酌すべき基準

準		長の指定を受けていないが、条例の本項目を満たす事業者によって行われる介護予防支援)の事業について準用する。	
---	--	---	--

## 5 施行期日

平成27年4月1日予定